(趣旨)

- 第1条 この規則は、新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成29年新宿区条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (周辺地域の住民)
- 第2条 条例第7条第1項の新宿区規則で定める者は、次に掲げる建築物に居住し、勤務 し、その他日常生活又は社会生活を営む者とする。
 - (1) 住宅を構成する建築物
 - (2) 住宅を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物(外壁間の水平距離が 20メートルを超えるものを除く。)
 - (3) 住宅を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地(以下「道路等」という。)に接する場合にあっては、当該敷地と道路等との境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある土地に存する建築物(外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。)

(周辺地域の住民に対する説明の報告)

- 第3条 条例第7条第2項の規定による報告は、説明実施報告書(開始)(第1号様式)により行うものとする。
- 2 条例第7条第4項の規定による報告は、説明実施報告書(変更)(第2号様式)により 行うものとする。

(届出住宅に関する公表事項)

- 第4条 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした年月日
 - (2) 住宅宿泊事業法施行規則 (平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号) 第4条第7項の規定により通知した同項の届出番号
 - (3) 条例第 11 条第 1 項の規定の適用の有無 (補則)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 3 月 15 日から施行する。